ユニット型特別養護老人ホームエンルムハイツ運営規程

第１章　施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人室蘭福祉事業協会が開設するユニット型特別養護老人ホームエンルムハイツ（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

（施設の名称等）

第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　ユニット型特別養護老人ホームエンルムハイツ

(2)　所在地　室蘭市祝津町３丁目１６番３２号

第２章　職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　　１名（非常勤職員兼務）
施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

(2)　医師　　１名（非常勤職員兼務）
入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3)　生活相談員　　２名以上（常勤職員兼務）
入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

(4)　介護職員　　１８名以上
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5)　看護職員　　３名以上（常勤職員兼務）
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(6)　管理栄養士　　１名以上（常勤職員兼務）
入居者に対する栄養指導及び栄養ケアマネジメント作成等を行う。

(7)　機能訓練指導員　１.１２５名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(8)　介護支援専門員　２名以上（常勤職員兼務）
施設サービス計画の作成等を行う。

(9)　事務職員　　３名以上（常勤職員兼務）
必要な事務を行う。

(10)　警備員　　３名以上（常勤職員兼務）
夜間、土・日・祝日の警備業務を行う。

第３章　入居定員

第５条　施設の定員は５４名とする。

２　ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

一　ユニット数　　６ユニット

二　ユニットごとの入居定員　　９名

（定員の遵守）

第６条　災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入所させない。

第４章　入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第７条　施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退所）

第８条　心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

２　正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

３　入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

４　入居者の入居申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

５　入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居室で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、職員間で協議する。

６　居室での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

７　入居者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第９条　入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

（施設サービスの計画の作成）

第 10 条　施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

２　施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。

３　計画担当介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

４　計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、同意を得る。

５　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

（サービスの取り扱い方針）
第 11 条　入居者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。
2　サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
3　職員は、サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
4　入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
5　サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介護）
第 12 条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
2　入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
3　身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
4　排泄の自立についての必要な支援
5　おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
6　離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（食事の提供）
第 13 条　食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。
2　入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
3　予定献立は１０日単位で作成し共同生活室に提示する。
4　疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
5　食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。
6　検食は原則として食事の前か遅くとも同時に実施するものとし、実施に関して必要な事項は管理者が別に定める。
7　調理業務に従事する職員にあっては、特に身辺の清潔に留意するとともに月１回以上の検便を受ける。
8　調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔を保つ。

（相談及び援助）
第 14 条　入居者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与）
第 15 条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。
2　入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元引受人（家族等）において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代

わって行うものとする。
3　入居者の身元引受人（家族等）との連携を図るとともに、入居者とその身元引受人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（機能訓練）
第 16 条　入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）
第 17 条　施設の医師又は看護職員は、入居者の健康の状況に注意するとともに 1 年に 1 回以上の定期健康診断を実施し、その記録を個人別に記録しておくものとする。
2　医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付ける。
3　入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

（入居者の入院期間中の取り扱い）
第 18 条　入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

（利用料等の受領）
第 19 条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該サービスが法定代理受領サービスである時は、その 1 割又は 2 割の額とする。
2　法定受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
3　前 2 項のほか、次に掲げる費用の支払いを別表 1 のとおり契約者から徴収する。
（1）　居住費
（2）　食費
（3）　入居者が選定する特別食の費用
（4）　理美容代
　　但し、理美容代はサービス利用時に費用を徴収する。
（5）　前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
4　前項（5）号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
5　保険者の認めた社会福祉法人利用者負担軽減対象者については、利用者負担段階に応じて第 1 項の費用、第 3 項第 1 号及び第 2 号の費用を利用者負担段階に応じて、25％又は 50％を減額する。
6　サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入居者の同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）
第 20 条　法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

第 5 章　施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）
第 21 条　入居者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員な

どの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

（外出及び外泊）
第22条　入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（健康保持）
第23条　入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。

（衛生保持）
第24条　入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）
第25条　入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。
（1）　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
（2）　けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
（3）　施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
（4）　指定した場所以外で火気を用いること。
（5）　故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章　非常災害対策

（非常災害対策）
第26条　非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。
2　非常災害に備え、少なくとも2カ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第7章　その他施設の運営に関する重要事項

（受給資格等の確認）
第27条　サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
2　前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努める。

（入退所の記録の記載）
第28条　入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

（入居者に関する市町村への通知）
第29条　入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
（1）　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
（2）　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

（勤務体制の確保等）
第30条　入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。
2　施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
3　従業者の資質向上のため研修の機会を次のとおり設ける。
（1）　採用時研修　採用後1カ月以内

（２）　継続研修　年６回

（衛生管理等）
第 31 条　設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医療品・医療用具の管理を適正に行う。
2　感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じるよう努める。

（協力病院等）
第 32 条　入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定めるよう努める。

（掲示）
第 33 条　施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（秘密保持等）
第 34 条　職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしてならない。
2　退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
3　居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

（広告）
第 35 条　施設の広告をする場合は、その内容を虚偽または誇大なものとしない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）
第 36 条　居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。
2　居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（苦情処理）
第 37 条　入居者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
2　提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
3　サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

（地域との連携）
第 38 条　運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）
第 39 条　サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
2　サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（虐待防止に関する事項）

第 40 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は､速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き）

第 41 条　当施設におけるサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限を行わないこととする。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きより行うものとする。

（１）身体拘束適正化検討委員会を設置する。

（２)「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

（３）当該入居者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討する。

（会計の区分）

第 42 条　サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第 43 条　従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

２　入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

第 44 条　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人室蘭福祉事業協会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１　この規程は、平成２４年６月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和　１年１０月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和　２年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和　３年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和　３年８月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和　４年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和　５年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和　６年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和　６年８月１日から施行する。

《別表 1》

ユニット型特別養護老人ホームエンルムハイツ運営規程第 19 条第 3 項に掲げる費用

① 居住費・食費（1 日あたり）

利用者負担段階	居住費	食費
	ユニット型個室	
第 1 段階	８８０円	３００円
第 2 段階	８８０円	３９０円
第 3 段階①	１，３７０円	６５０円
第 3 段階②	１，３７０円	１，３６０円
第 4 段階～	２，３３０円	１，４４５円

② 特別な食事代

内容	単位	金額
入居者のご希望に応じた特別な食事（酒を含む）	1 回	要した費用の実費

③ 理髪・美容代

内容	単位	金額
理髪サービス	1 回	要した費用の実費
美容サービス（パーマも含む）	1 回	要した費用の実費

④ 貴重品の管理費用

管理費用の区分	単位	金額
入居者一律	1 か月	４００円

⑤ レクリエーション・クラブ活動費用

品名	単位	価格
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ活動参加時にかかる材料代等	1 回	要した費用の実費

⑥ 日常生活上必要となる諸費用（日常生活品の購入代金等一覧）

品名	個数	価格
ティッシュペーパー	1 箱	７５円
歯ブラシ	1 本	１１０円
歯磨き粉	1 本	１１０円
口腔スポンジ	1 箱	要した費用の実費

⑦ 予防接種費用

品名	単位	価格
インフルエンザ予防接種	1 回	要した費用の実費
肺炎球菌予防接種	1 回	要した費用の実費
新型コロナワクチン予防接種	1 回	要した費用の実費
振興感染症関連の予防接種	1 回	要した費用の実費

⑧ 医療費

品名	単位	価格
医療費	1 カ月	要した費用の実費

⑨ 売店代

品名	単位	価格
売店代	1 カ月	要した費用の実費